

神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）運営費補助等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）実施要綱に基づく地域子育て支援拠点事業（センター型）の充実を図るため、民間の地域子育て支援拠点事業（センター型）実施施設に対する補助金の交付等について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金）

第2条 市長は、神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）指定施設（以下、「指定施設」という。）に対し、別表に定める神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）運営費補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の使途は、指導者及び補助者に係る人件費並びに、その運営に係る事業費とする。

3 補助金の額については、別表に記載の金額を上限とする。

（事業計画書の提出）

第3条 指定施設は、当該年度の開始後すみやかに事業計画書を市長に提出しなければならない。

（補助金の申請）

第4条 指定施設は、第2条の補助金を受けようとするときは、「神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）運営費補助金交付申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請にあたっては、別表に記載の金額を上限とする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号。以下「交付決定通知」という。）を指定施設に交付する。

（補助金の請求）

第6条 指定施設は、前条の交付決定通知を受けたときは、各半期終了後1ヶ月以内に「神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）運営費補助金交付請求書」（様式第3号。以

下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の請求を行う指定施設は、あわせて「神戸市地域子育て支援拠点事業(センター型)実績報告書」(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付金額及び交付時期)

第7条 補助金の上限額については、別表に記載の金額とする。

2 前条に基づく正当な請求書及び実績報告書の提出があったときは、市長は速やかに補助金を指定施設に支払うものとする。

3 補助金については、上半期、下半期の2回に分けて交付する。上半期は、実績報告書に基づき、請求書に記載された金額を交付し、下半期は、交付決定通知に記載された年間の交付決定額から上半期に交付した額を差し引いた額を上限とし、請求書に記載された金額を交付する。

(補助金の経理等)

第8条 受給者は、補助事業に係る収入及び支出を予算に計上して経理しなければならない。

(施行の細則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月9日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

別 表

神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）運営費補助金

年 額	8,704,080 円
(月 額)	(725,340 円)